

平成 26 年 11 月 11 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号  
株 式 会 社 S J I  
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹  
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：  
経営企画本部 副本部長 藤 井 肇  
TEL 03-5769-8200 (代表)

## 平成 27 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 対象となる四半期報告書  
平成27年3月期第2四半期報告書

2. 延長前の提出期限  
平成26年11月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限  
平成26年12月12日

なお、平成27年3月期第2四半期決算短信につきましても、平成26年11月14日に開示する予定でしたが、下記と同様の理由により、同日までに開示することが困難な見込みとなりました。平成27年3月期第2四半期決算短信につきましても、平成26年12月12日までに開示する予定であります。

4. 提出期限延長を必要とする理由

平成26年10月10日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」で開示しましたとおり、当社の過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生いたしました。

これを受けて当社は、当社と取引関係・利害関係のない外部専門家から構成される第三者委員会を設置し、実態の解明を開始しております。

当社は第三者委員会による調査に全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。当該調査が完了し、決算数値が確定するまでには、相当の日数を要すると見込まれます。従いまして、当社平成27年3月期第2四半期決算につきましても、当該調査に伴う過年度の影響の有無を含め、期首残高の確定に至らず、四半期報告書の現時点での提出期限（平成26年11月14日）までに四半期レビュー報告書を受領することができない見込みとなったため当該四半期報告書の提出期限の延長を申請することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長の申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配おかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上